

法律相談



相続、28

愛知県弁護士会 協会顧問弁護士 楠田堯爾

遺産分割の協議について

1 遺金分割については、まずは相続人の間の協議でされるのがよいと考えます（以下これを「遺産分割協議」または「協議」と略称します）。協議はここでは、相続人全員が揃っており、かつ行方不明者や被後見人・被補佐人などおよび未成年者等がないことで申し上げます（要するに最も単純なケースを想定）。

2 相続人全員が一堂に会して円満に協議が調う（ととのう）のが理想ですが、相続人が遠隔地に分散していたり海外にいる場合もあります。この場合は一堂に会せよといつても無理か困難です。この場合には書面（手紙）やメール、ファクシミリなどで意思の疎通がはかられていれば遺産分割協議の効力が否定されることはありません。

3 協議が調うと遺産分割協議書を作成し、相続人全員が署名・捺印します。ただし、必ず遺産分割協議書へ書面化しなければならないものではありません。全員が了解すれば書面化しなくともよいのですが、遺産中に不動産や預貯金があると書面化しないと登記はできません。預貯金の分配についても法定相続分と異なる場合は特に金融機関から遺産分割協議書を要求されます（本来預貯金は可分債権として遺産分割協議なしに自分の法定相続分だけの払い戻しを相続人個別に請求できるということが確立した判例ですが金融機関によってはなかなか応じません。）。

4 債務については、相続人の間で相続人のうちの一人とか一部の相続人だけが法定相続分を超えて相続する（負担する）という協議は、相続人の間（当事者間）では有効かもしれませんのが債権者に対しては主張できません（対抗できない）。

5 遺産分割協議書の署名・捺印は1枚に全員がするのが望ましいとされます（相続人の数の枚数作成し全枚に一同が署名・捺印し各相続人が各1通づを持つことも行なわれますが、1枚を作成して他は

コピーを持つことも構わない。）。そのため、相続人が遠隔地にいる場合は郵便で往復して署名・捺印を交わすことがなされます。

6 相続人の一人または一部（複数）が海外におり、海外在住が複数で、その相続人ごとに国を異にするような場合に、郵便での往復に時間がかかるのみならず、その国の郵便事情に不安が全くないとは言えないこともあります。このような場合、私見ですが、完全に同文の遺産分割協議書に個別に署名・捺印し、その集合で一個の遺産分割協議書とすることも不可能でないと考えます。要するに相続人全員の意思があらわされていれば足りると考える次第です。例えば、相続人AおよびBは国内に離れて住む、相続人Cはアメリカ合衆国、相続人Dは発展途上のX国に住むという場合に、AおよびBは1枚の（または相続人数）の遺産分割協議書に郵便で往復して署名・捺印する、CおよびDには同文、同内容の遺産分割協議書をメールかファクシミリで送り、国内と同枚数にCおよびDがそれぞれ署名して日本の相続人のところへ送るという方法もあると思います（CおよびDが署名した原本を日本へ送る必要があり）。

7 遺産に不動産があると、相続登記が必要です。相続登記には印鑑証明が必要です。国内の場合は印鑑登録制度があり印鑑証明を取り付けることができます。海外の場合は印鑑登録の制度がありません。海外在住の相続人の場合は、印鑑証明に代わるものとして、その国にある領事館または大使館など在外公館から署名がCならC本人のものであることを認証する証明書の発行を得て、署名した遺産分割協議書とともに日本へ送ります。これら署名・捺印および署名・認証ある同文、同内容の遺産分割協議書全部の集合から相続人全員の遺産分割の意思が認められるということになります。これは遺産分割事項証明書ともいいうものです。金融機関もこのような遺産分割協議書の集合で預貯金を払い出すことができましょう。